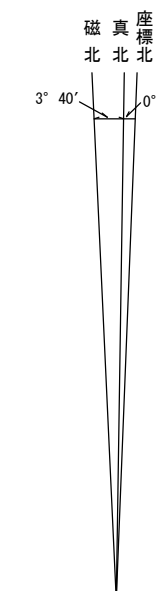


XV-JE 44-22-1

糸満市公共下水道台帳施設平面図（汚水）

1	2
3	4

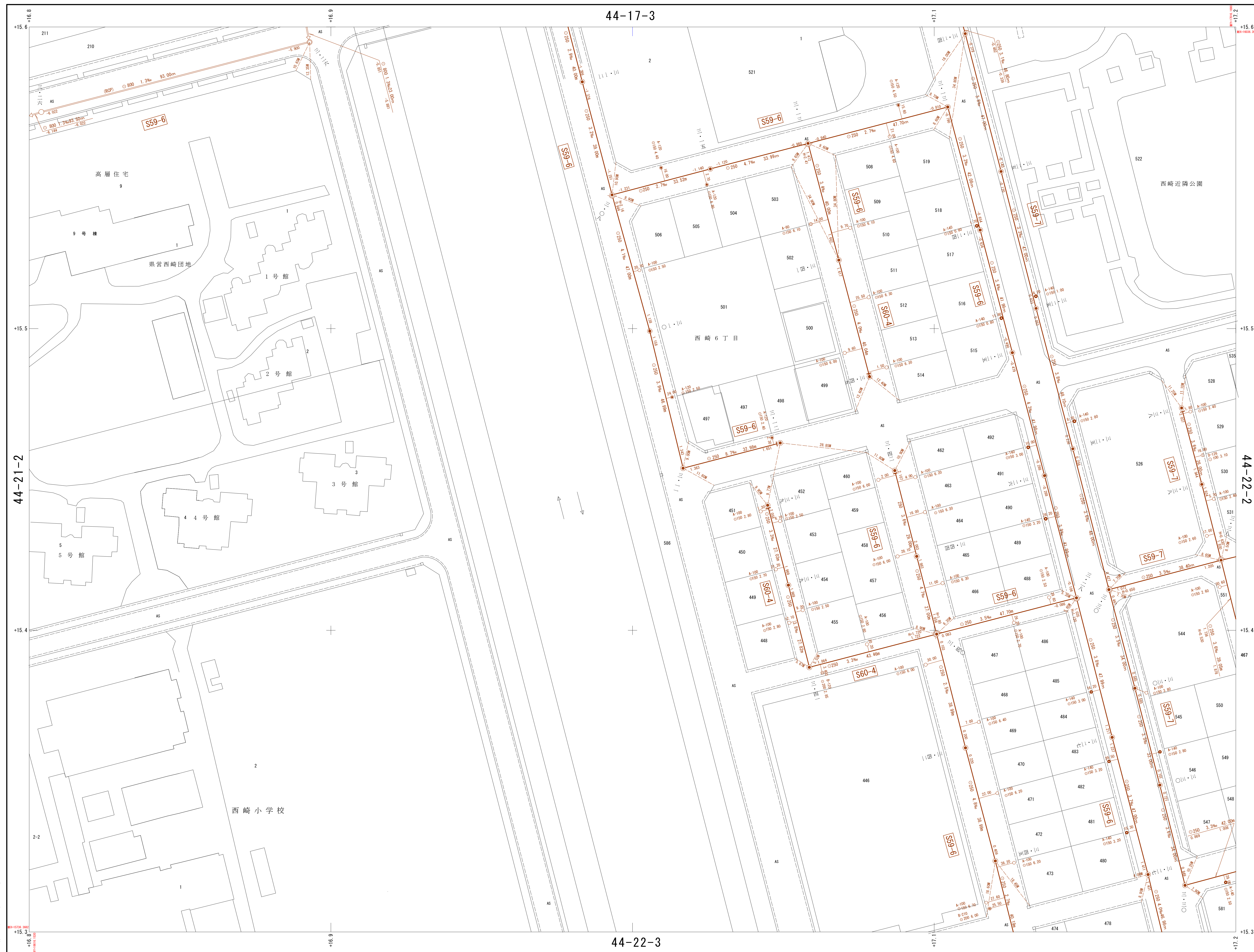


記 号

[illegible]

	記号	内 容
管		幹 線 管 渠
		枝 線 管 渠
		流 下 始 点
渠		取 付 管
		0号マンホール
		1号マンホール
人		2号マンホール
		3号マンホール
		4号マンホール
		特1号マンホール
		特殊600mmマンホール
孔		副 管 付
		小口径マンホール
		A - 80 口径50mm 内径50mm
		A - 100 口径50mm 内径50mm
汚		A - 120 口径50mm 内径50mm
		A - 140 口径50mm 内径50mm
		B - 120 口径50mm 内径70mm
		B - 140 口径50mm 内径70mm
		B - 160 口径50mm 内径70mm
水		B - 180 口径50mm 内径70mm
		C - 160 口径70mm 内径70mm
		C - 180 口径70mm 内径70mm
		C - 200 口径70mm 内径70mm
		C - 220 口径70mm 内径70mm
		C - 240 口径70mm 内径70mm
樹		D 口径150mm 内径150mm

JE 44-22-1



昭和六一年 三月調製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月

プランニカートE3(一級及二級固化機A)(家屋は軒先表示とする但し道路構造物表示により一部転位表示)

町下界については法務局備えつけの地図を参考にして記入したものである。

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

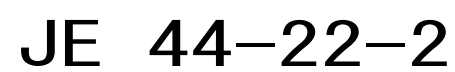
座標系は昭和 年建設省告示第 号の規定
による第XV座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同
院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したも
のである。（承認番号）昭 油 公 第 号

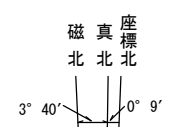
系滿市建設部都市計畫課
(株)与那嶺測量設計

XV-JE 44-22-2

糸満市公共下水道台帳施設平面図（污水）



1	2
3	4

[illegible]

	記号	内 容
管		幹 線 管 渠
		枝 線 管 渠
		流 下 始 点
渠		取 付 管
		0号マンホール
		1号マンホール
		2号マンホール
		3号マンホール
人		4号マンホール
		特1マンホール
		特殊600mmマンホール
		特殊マンホール
		副 管 付
孔		小口径マンホール
汚		A-80 □径50cm 内径50cm
		A-100 □径50cm 内径50cm
		A-120 □径50cm 内径50cm
		A-140 □径50cm 内径50cm
		B-120 □径50cm 内径50cm
		B-140 □径50cm 内径70cm
		B-160 □径50cm 内径70cm
水		B-180 □径50cm 内径70cm
		C-160 □径70cm 内径70cm
		C-180 □径70cm 内径70cm
樹		C-200 □径70cm 内径70cm
		C-220 □径70cm 内径70cm
		C-240 □径70cm 内径70cm
		D □径150cm 内径150cm

JE 44-22-2

IP # 3	
X	15. 399. 693
Y	17. 443. 031
IA	6-31-03
R	300
TL	17.082
CL	34.126
SL	0.486

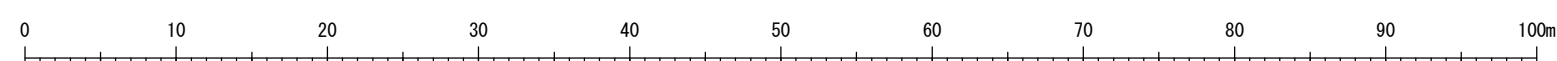
平成二四年三月調製
平成二六年三月調製
平成三〇年十二月調製
令和三年三月調製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月 プラニカートE3(一級及二級図化機A)(家屋は軒先表示とする但し道路構造物表示により一部転位表示)
4. 町丁界については法務局備え付けの地図を参考にして記入したものである。

44-22-4

1 : 5 0 0



座標系は昭和 年建設省告示第
による第Ⅳ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロ
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

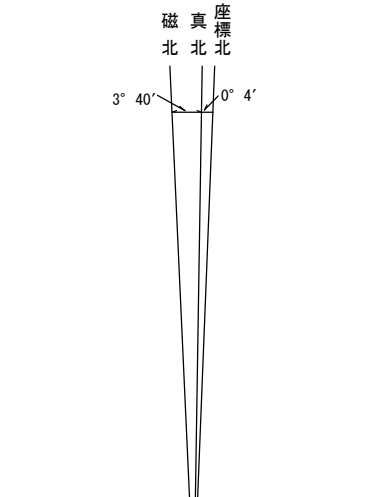
号の規定

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、
院所管の測量機及び測量成果を使用して調製した
のである。（承認番号）昭 沖公、第

計國機保

系滿市建設部都市計畫課
(株)与那嶺測量設計

1	2
3	4

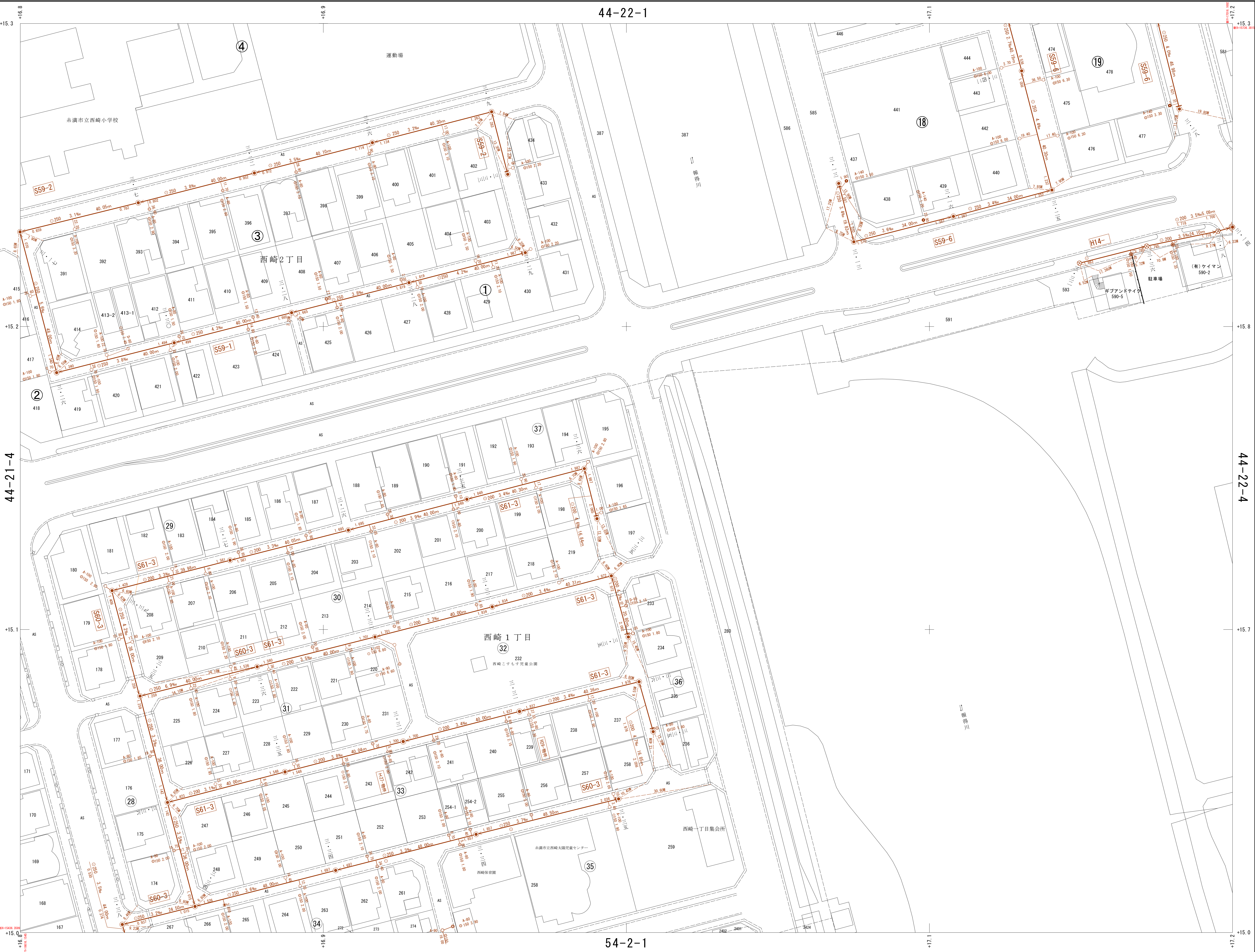


記号

△12.12	国家三角点	□	壁ろう
□12.12	国家水準点	□	家
○	多角測量点又は 測量上有る図根 点等	□	無壁舎
・12.12	実測標高点		
・12.12	図面測量点に よる標高点		
神	神社	Co	コンクリート
社	寺院	As	アスファルト
公	公共館所	P	コンクリート等
X	駐在所	ds	道路アスファルト
Y	消防署	E	砂利その他
○	電報電話局		
☆	工場		
心	農産所		
△	排水		
△	排水ポンプ		
○	市場	門	門
○	市場	↑	鳥居
WC	便所	△	高塔
△	公共電話	□	石段
△	郵便局	□	記念碑
△	幼稚園	□	立像
△	カーブミラー	□	路傍同
△	バス	□	樹立
△	倉庫	□	助犬
△	制水井	□	塔ろう
△	下水	□	墓
△	ガス	□	起重機
△	電力	□	煙突
△	電力	□	タンク
△	排水栓	□	地下敷設
△	工業用水	□	火の
△	警察	□	井戸
△	その他	□	消火栓
△	道路	□	消防用水路
△	道路	□	肥料槽
△	道路	□	給水塔
△	道路	□	材料置場

記号 内容

管	幹線管渠
管	枝線管渠
渠	流下始点
渠	取付管
人	0号マンホール
人	1号マンホール
人	2号マンホール
人	3号マンホール
人	4号マンホール
人	特1号マンホール
人	特殊600mmマンホール
人	特殊マンホール
孔	副管付
孔	小口径マンホール
汚	A-80 口径50cm 内径50cm
汚	A-100 口径50cm 内径50cm
汚	A-120 口径50cm 内径50cm
水	A-140 口径50cm 内径50cm
水	B-120 口径50cm 内径70cm
水	B-140 口径50cm 内径70cm
水	B-160 口径50cm 内径70cm
水	B-180 口径50cm 内径70cm
水	C-160 口径70cm 内径70cm
水	C-180 口径70cm 内径70cm
水	C-200 口径70cm 内径70cm
水	C-220 口径70cm 内径70cm
水	C-240 口径70cm 内径70cm
水	D 口径15cm 内径15cm



昭和 年測量

- 1.撮影年月
- 2.現地調査年月
- 3.測図年月
- 4.町丁界については法務局備え付けの地図を参考にして記入したものである。

1:500
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

座標系は昭和 年建設省告示第 号の規定
による第XV座標系
投影は横メルカトル図法
図影に示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.1キロメートル距離
異なる基準は糸満港の平均海面
等高線間隔は1メートル

この地図は、建設省土地院長の承認を得て、同
院所管の測量標及び測量成果を使用して図製したも
のである。（承認番号）昭 沖公、第 号

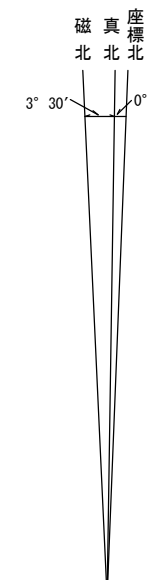
計画機関
糸満市建設部都市計画課
協 働 那 嶺 測 量 設 計

平成三〇年十二月
調製

XV-JE 44-22-4

糸満市公共下水道台帳施設平面図（汚水）

1	2
3	4



△ 12.12	国家三角点		堅	ろ	う
□ 12.123	国家水準点		家	屋	
●	多角本点および 標石を有する図根 点等		無	壁	舎
・ 12.12	実測標高点				
・ 12.1	国土地理院に				

[illegible]

	記号	内 容
管	←	幹 線 管 渠
	→	枝 線 管 渠
渠	○	流 下 始 点
	—	取 付 管
人	○	0号マンホール
	●	1号マンホール
	①	2号マンホール
	②	3号マンホール
	③	4号マンホール
	④	特1号マンホール
孔	⑤	特第⑤号マンホール
	⑥	特 殊 マ ン ホ ー ル
	付	別 管 付
	◇	小口マンホール
	○	A - 80 口径50mm 内径30mm
	○	A - 100 口径50mm 内径30mm
汚	●	A - 120 口径50mm 内径30mm
	○	A - 140 口径50mm 内径30mm
	○	B - 120 口径50mm 内径30mm
	○	B - 140 口径50mm 内径30mm
	●	B - 160 口径70mm 内径30mm
	●	B - 180 口径70mm 内径30mm
水	●	C - 160 口径70mm 内径30mm
	●	C - 180 口径70mm 内径30mm
	○	C - 200 口径70mm 内径30mm
	○	C - 220 口径70mm 内径30mm
	●	C - 240 口径70mm 内径30mm
	○	D 口径15mm 内径15mm

JE 44-22-4

IP#2	
X	15. 114. 442
Y	17. 327. 841
IA	4-35-28
R	500
TL	20. 043
CL	40. 065
SL	0. 402

IP#1	
X	15. 020. 609
Y	17. 298. 438
IA	38-15-16
R	45
TL	15. 607
CL	30. 045
SL	2. 629

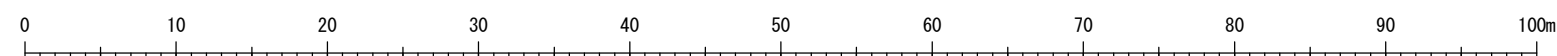
平成五年三月調製
平成六年三月調製
平成七年三月調製
令和元年十二月調製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月
4. 町界界については法務局備え付けの地図を参考にして記入したものである。

54-2-2

1 : 5 0 0



座標系は昭和 年建設省告示第 号の規定
による第Ⅳ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

号の規定

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭 沖 公 第 号

計画機関 糸満市建設部都市計画課
作業機関 (株)与那嶺測量設計